

仕 様 書

1. 業務名

高松空港直行便を活用した広域周遊プロモーション

2. 実施時期

契約締結の日～平成 31 年 3 月 29 日（金）

3. 業務の目的

現在、国では訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人、訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることとしている。

このため、せとうち観光推進機構では香川県と連携し、高松空港における国際線の就航地におけるプロモーションについて、瀬戸内エリアに広げたプロモーションを実施し、拠点空港である高松空港を利用した広域エリアへの周遊促進につなげるとともに、より多様な利用が可能な路線である旨の PR を実施し、滞在時間の長期化を目指す。

4. 業務の内容

高松空港を起点とした瀬戸内エリアの魅力をプロモーションするため、既存素材を活用して PR 動画及び高松空港周辺の瀬戸内エリアの観光地を紹介する Web 記事を作成し、Web サイトや現地旅行博で利用する。

あわせて、YouTube の TrueView 広告等を利用した映像配信広告を実施し、動画の視聴状況や制作した Web サイトの記事への流入状況を分析し、プロモーション効果を検証する。

I 動画製作業務

高松空港を利用した瀬戸内エリアへの周遊促進という目的を達成するため、既存素材等を活用して高松空港の国際線就航国・地域である台湾、韓国、香港等に対して訴求可能な動画を制作すること。

(1) 具体的な基本業務

- a) 事業目的を達成するため、既存のシナリオフォーマットの転用によらず、必要な動画の企画、構成及びそれに伴う動画のシナリオ制作並びに絵コンテ作成すること。

- b) 既存の映像コンテンツを使用するため、所有者への申請等事務手続き、連絡調整等を行うこととし、その費用を本事業の経費に含めるとともに、事業終了後も今回製作した動画がせとうち観光推進機構（以下、「機構」とする。）及び香川県におけるプロモーションにおいて自由に利用できるよう、権利関係を整理すること。
- c) 制作した動画コンテンツは国内や海外における旅行博等でも使用するため、オーサリングを行うこと。
- d) 制作した動画コンテンツはWEB上での公開を予定しているため、YouTube 等に掲載できる編集方法とすること（YouTube・HD 利用等、Web 向け映像エンコード作業）

（2）製作する動画の種類及び本数

- a) 事業目的を達成するために適した30秒から1分程度の長さの動画を1本製作すること
- b) 以下のサイトに掲載されている動画を参考にして動画改修の案及び見積りを作成すること。なお、製作する動画は既存動画の改修を想定しているが、改修する動画については、機構及び機構が海外市場に対するマーケティング、プロモーションに関して業務提携をしている事業者（以下、「戦略的業務提携パートナー」とする。）と協議のうえ決定すること。
- c) 上記動画制作にあたり必要となる経費は全て当初の契約金額に含むものとする。

【参考】高松空港製作の海外向け動画「#NEOHENRO|四国ネオ遍路（順打ち ver.） - NEO Shikoku Pilgrimage」

https://www.youtube.com/watch?v=q9q8ID_S3ao

機構の公式 Youtube チャンネル url

<https://www.youtube.com/channel/UC3Wap3eBSRMRIHSMF9L0vNA>

Ⅱ. 観光地紹介記事の制作

高松空港を起点として瀬戸内地域の魅力的な観光地を紹介するウェブ記事を制作し、機構が管理・運営するwebサイト「SETOUCHI REFLECTION TRIP」へ掲載すること。

【参考】機構の海外向けモデルルート記事掲載ページ url

<http://setouchitrip.com/model-itinerary>

（1）具体的な基本業務

- a) 高松空港を起点とした周遊促進のため、外国人目線に立ったエリア内の観光資源を紹介する記事を1本作成することとし、その内容を企画提案すること

- b) 記事の使用言語は、英語、繁体字、韓国語は最低限制作することとし、その他の言語については提案とすること

(2) その他

- a) Web コンテンツに使用する写真は、一定の技術レベルを確保しつつ、訪日外国人旅行者及び訪日見込者に訴求可能な瀬戸内の魅力をリアルに伝えることのできるものとし、記事についても、単なるレポートではなく、読む人の共感を呼ぶことができる表現力豊かな内容となるよう工夫すること。
- b) コンテンツ制作ための取材にあたっては、観光地、観光関連施設等へのアポイントメント、掲載許諾など、全て請負事業者の責任において行うこととし、記事等の校正についても原則として請負事業者の責任校正とする。
- c) なお、記事の作成、公開にあたって必要となる交通費、宿泊費、通信費、パソコンや通信機器、カメラ、ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- d) 本業務で制作された成果品は、原則として、インターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

Ⅲ. 広告配信業務

I で制作した動画について話題性、拡散性を確保するため、Youtube で展開するとともに、TrueView 広告において配信すること。

なお、機構の掲げる目標や観光庁等が公表しているデータ、高松空港の就航便を参考にし、目標を達成するために最適な広告配信の手法やタイミングを提案することとし、具体的な広告配信の内容については、機構及び戦略的業務提携パートナーと協議のうえ決定すること。

○具体的な基本業務

- a) 動画視聴数向上施策

Youtube を利用した「YouTube TrueView 広告」において、動画広告の配信を行うこと。また、配信方法、各国ごとの動画視聴回数を目安とともに企画提案すること。

また、広告の実施状況を確認するため Google AdWords 等の“カスタマーID”、閲覧のた

めの ID、パスワード等を開示すること。

b) 配信対象国、地域

配信対象国、地域については、高松空港の国際線就航地である台湾、韓国、香港とし、その他の国、地域については企画提案すること。

(2) その他

a) 広告の実施状況を確認するため Google AdWords の“カスタマーID”、閲覧のための ID、パスワードを開示すること。

b) 具体的な広告配信の内容については、機構及び戦略的業務提携パートナーと協議のうえ決定すること。

(3) 分析・検証業務

分析・検証によるマネジメント業務を行い、業務Ⅲの施策の実績を市場別に検証・分析するとともに、業務期間中における視聴者の「SETOUCHI REFLECTION TRIP」への流入・回遊を検証・分析の上、報告すること。

5. 留意事項

(1) 企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

(2) 本業務で製作・納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。

(3) 制作する成果物の著作権等については、本事業の実施にあたり、著作権、肖像権等法律上保護される権利（二次利用等の場合を含める）及び必要な手続き、並びにどのように対応するか等についても企画提案書に明記すること。また、譲渡対象である成果物については、著作物の他、著作権も含むものとする。

(4) 上記の趣旨を十分理解し知的財産権及び肖像権等の手続きを遺漏なく行った上で事業を行い、受託者は成果物が第三者の著作権等を侵害しないことを保証し、第三者からの著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。

6. 報告書の提出

(1) 提出物 事業実施報告書（A4判） 10部

(2) 提出場所 機構

(3) 提出期限 平成31年3月22日（金）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

7. その他

- (1) 機構及び戦略的業務提携パートナーと十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークを使用すること。
- (3) 機構のインバウンド向けロゴ及びタグライン(REFLECTION TRIP)を使用すること。